

12-(1)	JIS規格品の生産拠点変更申請の簡素化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	工業化標準法
要望の 具体的内容	<p>既にJISを取得しJIS品を生産している会社(工場)が、社内を含む外部へ生産シフトする場合に、JISの認証を受けている工場が品質を担保することで、JIS品の生産、表示を認めることはできないか【我々としての対象製品は、塩ビ管、継手及びポリオレフィン管、継手です】</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現状では、JISを取得していない会社(工場)ではJIS品の生産ができません。</p> <p>また、JISは取得している同じ会社の中でも、対象製品に関わるJISを取得していない工場への生産移管はできません。</p> <p>従って今回の様に、被災した東日本から西日本への生産移管に長い時間を要してしまいます。</p> <p>対象製品を生産している工場と同じ品質管理レベルを保有している工場または外部への生産移管は同等の品質が確保できるものと判断しそのまま表示を認めることにより、生産移管(シフト)が迅速に行え、供給量の確保が可能となります。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省

12-(2)	震災等の緊急事態において、被災企業が競合他社へ委託生産する場合の独禁法(業務提携とカルテル)適用除外の法制化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	独占禁止法
要望の具体的内容	<p>今回のような大規模災害が発生した際、被災地の工場に替わって、部品や製品を請負生産する「委託生産」「代替供給」を競合他社が行う場合、これら一連の企業活動が、独占禁止法に抵触しない旨を明示し、震災後の初期段階の活動に支障のでないようにする。</p>
規制の現状と要望理由	<p>企業間の「業務提携」において、企業が最も懸念するのは、価格カルテルや生産カルテル、さらに市場分割カルテルといった、「競合企業間の情報交換の禁止」に関する事項です。「業務提携」の名の下に、企業間の意思伝達によって、価格や生産さらに市場分割について合意することはカルテルとなる恐れがある為、企業は大変ナーバスになるようです。今回の震災という緊急事態においても、被災した企業や委託生産を請負う企業は、この考えに引っ張られる為、震災後の初期段階において、競合他社への「委託生産」をスムーズに行うことができず、部品や製品の代替供給に時間がかかっています。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会

12-(3)	震災孤児への適切な対応
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	民法第7条、第838条以下、家事審判規則第22条～第28条「東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について」等
要望の 具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災孤児に関し、裁判所等により適切・迅速な後見人の選定等を行い、震災孤児の生活の保護に万全を期していただきたい。</li> <li>・また、保険会社が震災孤児を的確に把握し、後見人に対し適切な保険金支払を行う観点から、保険会社に対し震災孤児・親族・後見人等の情報提供をお願いしたい。</li> </ul>
規制の現状と 要望理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の児童相談所と教育委員会において、震災孤児の把握や支援を行っているが、適切・迅速な後見人の選定等を行い、震災孤児の生活の保護に万全を期していただきたい。</li> <li>・また、保険金受取人が未成年である場合、後見人を指定いただいた上で保険金を支払うこととなるため、保険会社が震災孤児を的確に把握し、後見人に対し適切な保険金支払を行う観点から、保険会社に対し震災孤児・親族・後見人等の情報提供をお願いしたい。</li> </ul>
制度の所管官庁 及び担当課	最高裁判所、法務省民事局、文部科学省初等中等教育局児童生徒課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課